

■みやま市指定校の変更・区域外就学の申立について

2021（R3）.1.1（改定）

みやま市教育委員会 学校教育課

みやま市立小学校及び中学校の通学区域を定める規則（平成 19 年 1 月 29 日教育委員会規則第 13 号）の規定に基づき、保護者が希望する場合に、教育委員会が通学区域外の学校を指定する場合は以下の基準により行うものとする。

指定校変更

みやま市では、「みやま市立小学校及び中学校の通学区域を定める規則（平成 19 年 1 月 29 日教育委員会規則第 13 号）」の規定により、住所により定めた通学区域の学校へ就学するよう指定しています。（指定校就学制度）

ただし、特別な事情のため保護者が希望する場合は、通学区域以外の学校を指定する場合があります。

区域外就学

みやま市外に住民登録がある児童・生徒が、特別な事情により、みやま市立学校への通学を希望する場合は、就学を認める場合があります。なお、児童・生徒の居住地の市町村の承諾が必要です。

○指定校変更及び区域外就学に係る申立

指定校の変更及び校区外就学を希望する保護者は、申立書に必要書類を添付して提出してください。

教育委員会では、保護者の申立に基づき、「指定校変更・校区外就学許可基準」に該当すると判断した場合は、期間を定めた上で認めることとなります。※申立すれば必ず認められるものではありません。

申立にあたっての注意事項

・指定校変更・区域外就学は、当該児童・生徒の保護者から個々の事情を伺い、それぞれの許可基準等に照らして教育委員会が特別な事情があると判断した場合に限り認められます。

※申立すれば必ず認められるものではありません。

- ・希望する学校に教室不足など施設運営上の支障がある場合は許可できない場合があります。
- ・指定校変更・区域外就学における通学上の安全確保は保護者の責任で行っていただきます。
- ・指定校変更・区域外就学を許可されている小学校児童であっても、中学校への進学の際は住所地により指定された中学校への入学となります。
- ・指定校変更・区域外就学については、児童生徒の個別の事情を考慮し特別に認められるものであるため、兄弟等の就学を認めるものではありません。
- ・特別な事情が解消された場合など、規則に定める事項に該当しなくなった場合は、指定校へ転校していただくこととなります。保護者は、取り消しの申し出を必ず行ってください。

■みやま市 指定校変更・区域外就学許可基準

2021(R3)年1月1日改定

事由		具体的要件	必要書類	許可期間
1号 留守家庭	保護者の共働き等により、下校後に自宅で児童(小学生)のみとなる場合。	・通学区域内の学童保育の時間内に迎えに来る事が出来ないこと。 ・児童を預かることのできる親族等の家や学童保育に下校すること。	・保護者及び同一世帯内全ての成人の勤務証明 ・預かり受託証明書	年度末まで
2号 転居予定	転入・転居が確定しており、あらかじめ転入・転居先の指定校への就学を希望する場合。	保護者の送迎等により、安全に転入・転居予定先の指定学校へ通学できること。	・建築確認申請書写し又は住宅建築(購入)契約書写し ・建築場所や完成(入居)予定日が分かるもの	新1年生:転居する年度初めより転居日まで 上記以外:転居する学期初めより転居日まで
3号 身体的理由	障がいや病気等の理由により指定校での就学が困難な場合。	・身体の都合により、指定校以外の就学が適していること。 ・病気の治療のため、指定校以外の就学が適していること。	・障がい者手帳 ・医師の診断書又は治療施設(専門家)の意見書等	障がい:卒業まで 病気:完治した日又は年度末まで
4号 最終学年	最終学年の在学中に転居等により指定校が変更となる場合。	・小学校6年生の児童又は中学校3年生の生徒であること。 ・上記の兄弟であること。	特になし	本人:卒業まで 最終学年の兄弟:年度末まで
5号 学校不適応	いじめ、不登校等により生活指導上、指定校への通学が困難な場合。	指定校の変更がやむを得ないと認められる事情があること。	事情の内容が分かるもの (児童相談所や関係施設等の意見書又は医師の診断書、在籍校長の意見書等)	必要と認める期間
6号 その他特別の事情				
学期途中	在学中の転居等により指定校が変更となる場合。	保護者の送迎等により、転居先から安全に通学できること。	特になし	転居日の属する学期末まで
近距離	瀬高中学校区の生徒で高田中学校への通学距離が著しく短い場合。	瀬高中学校区(行政区:堀切南、開、長島)に居住していること。	高田中学校への通学路・通学距離及び所要時間が分かる書類等	中学校入学から卒業まで
経過措置 (学校再編等)	通学区域の見直しや学校再編のため指定校が変更となる場合。	経過措置に定められた事由に該当すること。	教育委員会が求める書類	経過措置で定められた期間
経過措置 (許可基準改定)	許可基準改定に伴い、指定校変更・区域外就学の継続に係る申立ができない場合。	・R3.1.1時点において指定校変更・区域外就学の承認を受けて通学していること。 ・旧許可基準の事由に該当すること。	教育委員会が求める書類	必要と認める期間 (現在の学校を卒業するまで更新申立可)

【様式】 様式1:就学指定校の変更(区域外就学)申立書 様式2:就労証明書 様式3:預かり受託証明書

※すべての事由において、保護者の責任で児童生徒が安全に通学できる事が前提となります。

※区域外就学については、住所地の教育委員会の同意が必要です。

※許可基準に該当する場合でも、個々の事情や受入れる学校の状況に応じて、許可できない場合があります。